



館林市・板倉町合併協議会



第4号

平成29年(2017)7月1日発行

館林市・板倉町 合併協議会だより



会長あいさつ・・・・・・・・・・ P 2
 報告第10号・・・・・・・・・・ P 3
 報告第11号～15号・・・・・・・・ P 4
 議案第8号・・・・・・・・・・ P 5～P 7

議案第9号～11号・・・・・・・・ P 7～P 8
 協議第11号・・・・・・・・・・ P 8～P 9
 協議第12号・・・・・・・・・・ P 9～P 11
 協議第13号・・・・・・・・・・ P 11～P 12

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局
 〒374-8501
 群馬県館林市城町1番1号（館林市役所内） TEL：0276-72-4111（内線511・514）/FAX：0276-72-3297
 【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>
 【E-mail】 tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp

平成29年5月22日、板倉町中央公民館大ホールにおいて、第4回合併協議会を開催し、報告事項を6件、審議事項を4件、協議事項を3件協議しました。

会議に先立ち、故安楽岡一雄前館林市長の死去に伴う館林市長選挙において当選し、また、本協議会の会長に選任された須藤和臣館林市長から、次のとおり会長就任のあいさつがありました。

館林市・板倉町合併協議会
会長 あいさつ



会長（館林市長 須藤和臣）

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

第4回の合併協議会を開催するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、本年2月12日に合併協議会の前会長である安楽岡館林市長が逝去され、4月2日より館林市長として、また、過日の協議の結果、

本協議会の会長を務めさせていただくことになりました須藤でございます。

また、本協議会につきましては、複数の委員が新たな委員となり、再スタートでもありと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

さて、館林市と板倉町の合併につきまして、私の選挙公約では、故安楽岡市長の遺志を引き継ぎ、合併推進を掲げさせていただきました。人口減少時代に対応した持続可能なまちづくりを目指し、合併によって、時代的にも地理的にも、群馬の先端都市を築いてまいりたいと考えております。

合併には、さまざまな課題整理が必要と認識しておりますが、自分たちの住むまちを良くしたいという思いは、本協議会として共通の願いで

もあると存じます。合併に向けましての協議は、時間が必要なものもございますが、一つ一つ解決できますよう、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、本年度の予算や事業計画をご審議いただきますとともに、「合併の方式」について、委員の皆様のご意見などをお

報告第10号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかか
る変更協議書について

平成28年6月1日に両市町の長が協議して定めた事項のうち、次の項目について再協議を行った結果が報告されました。

会議の内容については、はじめに、報告事項として「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかか
る変更協議書」「館林市・板倉町合併協議会委員の変更」など6項目について報告がありました。

協議会で継続審議となった「合併の方式」について意見交換を行いました。また、第3回合併協議会で協議を行った「消防防災関係事業」「交通関係事業」や「平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画」について審議しました。

最後に、協議事項として「介護保険事業の取扱い」「障がい者福祉事業」「高齢者福祉事業」について協議しました。
事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

第4回合併協議会で審議・協議を行った内容

報告事項

- 報告第10号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかか
る変更協議書について
- 報告第11号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
- 報告第12号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正す
る規程について
- 報告第13号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正す
る規程について
- 報告第14号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1
号）の専決処分について
- 報告第15号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分
について

審議事項

- 議案第8号 【合併協定項目 1】 合併の方式について（継続審議）
- 議案第9号 【合併協定項目23-6】 消防防災関係事業について
- 議案第10号 【合併協定項目23-7】 交通関係事業について
- 議案第11号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

協議事項

- 協議第11号 【合併協定項目 21】 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第12号 【合併協定項目23-10】 障がい者福祉事業について
- 協議第13号 【合併協定項目23-11】 高齢者福祉事業について

用語の説明

「報告事項」…合併協議会に関連する事項などの結果について報告するものです。（例：「報告第〇号」）

「審議事項」…会長が提案し、合併協議会で審議・決定するものです。（例：「議案第〇号」）
なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。

「協議事項」…審議事項とする前に、意見交換や質疑を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。（例：「協議第〇号」）

規約	役職	変更協議後氏名	変更協議前氏名
会長	館林市長	須藤和臣	安楽岡一雄
副会長	板倉町長	栗原実	
1号委員 【副市町長】	板倉町副町長	中里重義 <small>※副町長就任に伴い、6号委員から1号委員に変更</small>	—
5号委員 【学識経験者】	板倉町商工会会長	須藤稔	市澤孝一
監査委員	館林市監査委員	早川勉	高木貞一郎

（敬称略）

報告第11号

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

館林市議会及び板倉町議会の議会構成が変更となったことに伴い、次のとおり合併協議会委員が変更となった報告がありました。

規約	役職	変更後氏名	変更前氏名
2号委員 【正副議長】	館林市議会議長	河野 哲雄	多田 善洋
	館林市議会副議長	遠藤 重吉	泉澤 信哉
3号委員 【議会選出議員】	館林市議会議員	向井 誠	高橋 次郎
	板倉町議会議員	荒井 英世	市川 初江
	板倉町議会議員	小森谷 幸雄	延山 宗一
	板倉町議会議員	小森谷 幸雄 (重複)	今村 好市

(敬称略)

報告第12号

館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

故安楽岡前会長の病氣加療に伴い会長不在期間が生じたため、別表第2を改正し、「会長職務代理者の印」を規定したことについて報告がありました。

報告第13号

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

中里板倉町町長補佐が、4月1日付で板倉町副町長に就任されたことに伴い、幹事会の組織を規定する別表を改正したことについて報告がありました。

報告第14号

平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)の専決処分について

平成28年度に開催された会議の回数が当初の予定より少なかったため

め、それに伴う合併協議会だよりの発行や委員報酬などの経費が不用となりました。そのため、補正予算を専決処分したことについて報告がありました。

Q 委員からの主な質問

新市基本計画策定業務委託料が大きく減額されていますが、計画の策定を進める中で支障はないのですか。

A 事務局からの回答

業務委託の主な内容は、サポート業務です。成果品として納品されたものは、事務局で確認しましたが、特に問題はありませんでした。

計画素案は、両市町及び幹事会での協議を経た後、合併協議会で審議いただく予定です。



【A案(新設合併)】に賛成する委員からの主な意見

■対等な立場で真摯な協議を進めることが大切です。新設合併によって、行財政改革や新たなまちづくりができるメリットがあると考えます。

■館林市では9月に市議選が行われていますが、県との関係をもみても不都合な部分が多くあります。新設合併及び在任特例を適用し、4月の統一選挙に変更することにメリットがあると考えます。

■新設合併と編入合併の調整方針に文言の差があることは適切でないと思います。両市町の歴史と文化を尊重して新設合併が良いと考えます。

■両市町が対等な立場で新しい市をつくるという考えから新設合併が良いと考えます。新市の名称や条例規則は合理的な方法をとれば合併の方式による違いはありません。住民の心の問題

報告第15号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について

平成29年度予算を専決処分したことについて報告がありました。なお、両市町の負担金の割合は、『合併協議会だよりに』にかかる費用のみ世帯割とし、それ以外は均等割としています。

平成29年度 合併協議会予算		平成29年度 合併協議会予算	
歳出合計	13,807 千円	歳入合計	13,807 千円
内 訳		内 訳	
運営費		負担金	11,805 千円 (館林市 7,300 千円) (板倉町 4,505 千円)
会議費	2,526 千円	諸収入	1 千円
事務費	1,631 千円	県補助金	2,000 千円
事業費		繰越金	1 千円
事業推進費	9,150 千円		
予備費			
予備費	500 千円		

を大切にすべきと考えます。

■両市町の住民には、郷土に対する愛着と誇りがあり、住民感情を尊重すべきです。また、条例規則は、新しいまちをつくるという大きな視点に立てば新たに制定すべきであり、こうした観点から新設合併が良いと考えます。

■経費や効率性の問題が取り上げられていますが、合併は新たなまちをどうつくるかにあります。合併をまちづくりの手段と考えれば新設合併が良いと考えます。

【B案(編入合併)】に賛成する委員からの主な意見

■行政側に配慮すれば編入合併の方がスムーズに進むと考えています。ただし、意見がまとまらなくては合併できないことを考えると、新設合併でも良いと考えます。

議案第8号

合併の方式について

↓継続審議とします。

第3回合併協議会において、合併の方式に関するさまざまな角度からの意見交換が行われました。

今回の合併協議会では、さらに議論を深めるため、再度意見交換が行われました。

事務局からは次のような説明がありました。

《説明》

第3回合併協議会において、各委員から合併の方式に対する「新たなまちづくり」に向けた、それぞれの立場からの真摯なご意見をいただきました。

本来であれば、委員の皆様からのご意見を受け、今回の合併協議会で提案側としての考えを示さなければならぬところですが、いただいたご意見の結果から「新設合併」または「編入合併」のいずれかの方式を提案しても、館林市・板倉町合併協議会会議運営規程で定める「3分の

■合併までに時間、コストをかけることは、今の時代にそぐわないと思います。住民にも不便を生じさせる危惧がありますので、編入合併が良いと考えます。

■区長協議会の理事会で意見を伺ったところ、板倉町からの話であるので編入であるべき、費用や時間を考えて編入が望ましい、新設合併は考えていないという意見もありました。区長協議会としては編入合併が良いと考えます。

■コストや時間を考えれば編入方式がスムーズです。対等、平等な精神に基づくとこの言葉を信じて編入合併が良いと考えます。

■少子高齢化や安全安心、地域づくりを考えれば合併することが優先と考えます。新設合併という気持ちはありますが、基本的には編入合併が良いと考えます。

■費用をかけずにスムーズにという観点から編入合併が良いと考えます。

■基本的には編入合併が良いと考えていますが、このままでは意見がまとまらないというのであれば、館林市という名称を変えない条件での新設合併も選択肢の一つであると考えます。

■事務事業の調整は基本となるベースが必要ですが、これまでの調整では館林市がベースとなるものが多くありました。合併には基本ベースが重要なことを勘案して編入合併が良いと考えます。

■基本的には編入合併が良いと考えていますが、板倉町に配慮する必要性と、合併後のまちの姿をどれだけ描けるかが重要だと感じています。合併によって両市町の発展につながることを確認できれば、多くの課題が解決すると思います。

■時間をかけずに進めるという観点では編入合併が良いと考えていますが、住民がどのように考えるか情報収集していない部分もあり、今後の経過を見なければならぬと考えています。

■法定協議会の設置を申し出たのは板倉町ですから、編入合併の方がスムーズに進むと考えていますが、合併によって両市町に多くのメリットが生まれると判断しており、方式にこだわらざるべきではないと思うところもあります。

その他の意見

速やかに合併することが重要であり、意見がまとまらないために合併協議が止まってしまつことの方が問題であると思えます。方式にはどちらにもメリット、デメリットがあり、こだわるべきではないと考えています。

栗原副会長の意見

総合的には編入合併が良いという思いもありますが、新設合併の方が意見がまとまるのであれば新設合併でも良いと考えます。合併することが優先であり、協議に時間がかかれば先行きが不透明になります。結論として方式によって合併後のまちづくりが変わるものではなく、早期に意見をまとめるという観点から、どちらの方式でも問題ないと考えます。

須藤会長の意見

本来であれば、研究会や任意協議会を経て、ある程度まとまってから法定協議会に移行するというのが従来のパターンであったと考えます。しかし、今回は初めから法定協議会で協議しているため、方式においても議論せざるを得なくなりません。私としては、少し時間をかけても良い局面であると考えています。

Q 委員からの主な質問

最終的に議決する時点で3分の2以上の意見がまとまらない場合にはどうするのですか。また、方式が決まらない状態でも同時進行で他の合併協定項目の協議は進めるのですか。

A 事務局からの回答

協議会の会議運営規程では、3分の2以上という決まりがありますので、意見集約ができるまでは継続審議とします。また、合併の方式に左右されない合併協定項目は随時審議していただきたいと考えています。

議案第9号

消防防災関係事業について

↓原案のとおり可決しました

◆地域防災計画

新市において速やかに新たな地域防災計画を策定しますが、それまでの経過措置として、現行の両市町の地域防災計画を存続適用させます。

◆災害対策本部

新市の行政組織との整合性を図り、合併時までに調整します。

◆防災情報設備

防災行政無線（移動式）や安全安心メールは、館林市の例により合併時に統合しますが、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、国及び県と今後調整します。

◆避難所対策

指定避難所（避難区域）の設定や防災備蓄品の整備などは、新市において調整し、広域避難所の確保については、近隣市町との協議を新市が継承します。

議案第10号

交通関係事業について

↓原案のとおり可決しました

◆交通安全計画

館林市の例により、合併時に統合します。

◆交通指導

定数や報酬などに差があるため、館林市の例により合併時に統合しますが、活動内容などについては、新市において調整します。

◆広域公共路線バス

合併後も、引き続き現行のとおり運行します。

議案第11号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

↓原案のとおり可決しました

平成29年度事業計画について、事務局からは次のような説明がありました。

《説明》

まず、「合併協議会」「幹事会」「専門部会」の開催については、明確な時期をお示しすることができないため、年度内を通して随時開催としていきます。

次に、新市基本計画の策定については、計画素案を年度の間まで作成し、合併協議会へ提案します。その後、計画内容に関係する合併協定項目の審議・決定に基づき、必要な修正を行います。

なお、住民説明会については、税金や福祉などの住民サービスに直接関係する主要な合併協定項目が審議・決定となり、住民の疑問点にお答えできる適切な時期に開催したいと考えています。



A 専門部会からの回答
介護保険料については、委員ご指摘のとおり第8期から統一される予定です。具体的な調整方針の表現方法については、事務局と検討します。

Q 委員からの主な質問
介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するとありますが、具体的にどのよう再編するかが書いてありません。例えば、保険料を統一するという文言を加えるべきではないでしょうか。

Q 委員からの主な質問
住民説明会は、決まったものを報告する会になってしまつて可能性がありません。今後、何回か協議会を開催した後に中間報告会のようなものを開催し、住民の意見を聞くことも必要ではないでしょうか。

A 事務局からの回答
合併協議の進捗状況をお知らせし、その中で意見を聞くような場面も必要であると認識しています。今後、出前講座を開催するなど住民意見の聴取に努めたいと考えています。



協議第11号

介護保険事業の取扱いについて

↓ 次回の審議事項とします

両市町の介護保険事業計画や介護保険料など3項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

《説明》

◆ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、国が定めた基本指針に基づき、介護保険事業にかかる保険給付を円滑に実施するため、3年を計画期間として両市町が

策定しています。

【具体的な調整内容】

合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため、両市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から新市で策定します。

◆ 介護保険料

両市町の介護保険料は、納付いたる対象年齢や納期に違いはありませんが、保険料の金額に違いがあります。

【具体的な調整内容】

介護保険料は、介護保険事業計画で定められており、合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年

度）が計画実行中になるため、両市町の介護保険料をそのまま適用し、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から新市で定めます。

◆ 地域包括支援センター

両市町の地域包括支援センターは、地域住民の健康保持などのための援助を行い、保健医療の向上や福祉の増進を支援することを目的に、それぞれの介護保険事業計画に基づき設置されています。実施している事業内容に違いはありませんが、設置圏域や運営体制に違いがあります。

具体的には、館林市では設置圏域を4地区としており、各圏域ごとに設置しています。また、運営はそれぞれ4つの社会福祉法人などに委託しています。

それに対し、板倉町では、町内全域を1地区とし、町の職員が3名体制で直営の方法により業務を行っています。

【具体的な調整内容】

合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため現行のとおりとし、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から再編します。

具体的な調整内容で用いる主な用語について

■ 「現行のとおりとする」

両市町の事務事業や制度に大きな違いがないため、現行のまま新市に引き継ぐこと。

■ 「統合する」

両市町の事務事業や制度に大きな違いがある、または、一方の市町にしかないため、一方の市町に合わせることに。

■ 「再編する」

両市町の事務事業や制度に大きな違いがある、または、一方の市町にしかないが、一方の市町に合わせるのではなく、新たな事務事業や制度を創設すること。

協議第12号

障がい者福祉事業について

↓ 次回の審議事項とします

両市町の障害者総合支援法に関する事業と両市町が独自に行う事業の2項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

《説明》

◆ 障害者総合支援法に関する事業

障害者総合支援法に関する事業は、内容がさらに①から②までの20項目あります。詳細は次の表のとおりです。



障害者総合支援法に関する事業

項目	事業内容	具体的な調整内容
①障がい支援区分認定審査会	介護給付などの支給に必要な障がい支援区分の審査及び判定などの業務を行うため、館林市外五町障害支援区分認定審査会（館林市及び邑楽郡5町）を共同設置	事業内容に違いがないことから、現行のとおり新市において継続します
②自立支援給付（介護給付） ③自立支援給付（訓練等給付）	障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し、介護の支援を受けるための介護給付や訓練などの支援を受けるための訓練等給付の支給決定を実施	
④自立支援医療（更生医療） ⑤自立支援医療（育成医療）	身体上の障がいを除去または軽減し、職業訓練能力や日常生活能力などの回復を図るため、自立支援医療費の給付を実施	
⑥補装具費支給事業	障がい者が日常生活で必要とする移動を確保するとともに、障がい児が社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的に、補装具費を支給する事業	
⑦障がい児通所給付費	心身障がい児に集合療育訓練の場を提供し、生活指導や機能訓練に対する支援を実施	

市町が独自に行う事業		
項目	事業内容	具体的な調整内容
①福祉タクシー料金支援事業	両市町では、在宅の障がい者や介護を要する高齢者などが外出する際に、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合に、その金額の一部を補助する事業を行っています	対象者及び給付内容が異なるため、合併時に再編します
②心身障がい者就職祝い金支給事業	館林市では、心身障がい者が障がい者施設における就労訓練を終了し、継続して3か月以上勤務している場合、祝金を支給する事業を行っています	館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します
③特定疾患患者等見舞金支給事業	両市町では、特定疾患患者並びに小児慢性疾患児童の保護者に対して、見舞金を支給する事業を行っています	支給内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合します
④身体障がい者自立更生奨励金支給事業	館林市では、日常生活に著しい制限を受け、厳しい生活を強いられている身体障がい者に対して、自立更生奨励金を支給する事業を行っています	館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します
⑤在宅重度障がい者介護慰労金支給事業	館林市では、日常生活において著しい支障のある在宅の重度障がい者を介護するかたに、介護慰労金を支給する事業を行っています	館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します

◆市町が独自に行う事業
市町が独自に行う事業は、内容がさらに①から⑤までの5項目あります。詳細は左の表のとおりです。

◆敬老祝金・特別慶祝
両市町では、長寿を祝福し敬老の意を表すために、敬老祝金を支給しています。
また、多年にわたり貢献してきた功績に対して、住民を代表して祝意を表し、また、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、特別慶祝を行っています。
【具体的な調整内容】
敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。また、百寿慶祝訪問及び最高齢者慶祝訪問については、合併時に再編しますが、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止します。

協議第13号
高齢者福祉事業について
↓次回の審議事項とします
両市町の敬老祝金・特別慶祝や敬老事業など、3項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

◆敬老事業
板倉町では、町内の高齢者に対し、町全体で敬老の意を表すとともに、高齢者と児童との交流を通して、高齢者の社会参加を促進する事業を行っています。
【具体的な調整内容】
合併時に廃止します。

Q 委員からの主な質問
卒寿慶祝訪問と敬老事業について廃止となっていますが、廃止するに至った経緯を教えてください。
A 専門部会からの回答
まず、卒寿慶祝訪問につきましては、館林市では、平成29年4月1日現在で89歳のかたが、269人おり、全員のかたを訪問することは困難であることから廃止という結論になりました。また、敬老事業につきましては、館林市では、市の事業としてではなく、各地区の行事や

項目	事業内容	具体的な調整内容
⑧相談支援事業	障がい者やその保護者、または介護を行うかたからの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者の自立を図る事業	事業内容に違いがないことから、現行のとおり新市において継続します
⑨地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを設置し、創作的活動などの機会の提供や社会との交流の促進などの便宜を供与することで、障がい者の地域生活を支援する事業	
⑩成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者などが自立した日常生活を営むことができるように促す事業	
⑪日中一時支援（登録介護者）事業 ⑫日中一時支援（サービスステーション）事業	心身障がい者（児）の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、あらかじめ登録を行っている登録介護者やサービスステーションに介護を委託し、保護者などの負担軽減を図る事業	
⑬心身障がい児集団活動・訓練事業	特別支援学校などの放課後に、集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となって障がい児の自立を促す事業	
⑭移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者が外出できるように支援を行うことにより、地域での自立生活や社会参加を促す事業	両市町で支援の形態や実施体制などが異なるため、館林市の例により合併時に統合します
⑮手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者などを支援するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者などの自立や社会参加を促す事業	
⑯手話通訳者設置事業	市役所窓口などでの手続きや相談時の通訳を行い、意思疎通の円滑化を図り、社会参加を促進するために手話通訳者を設置する事業	館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します
⑰障がい者（児）日常生活用具等給付事業	重度障がい者などに日常生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸付することにより、日常生活の便宜を図る事業	対象者や給付品目、利用者負担、補助内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合します
⑱身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者が普通自動車の免許を取得する際の経費の一部を補助し、就労などの社会活動への参加を促す事業	
⑲入浴サービス事業	在宅の重度の障がい者などに対し、訪問入浴を提供する事業	対象者や利用回数、利用者負担額が異なるため、合併時まで調整し、再編します
⑳日中一時支援事業	心身障がい者（児）に対し、一時的に日常生活の場を提供し、日常的な訓練を実施する事業	



◆**高齢者福祉計画**

両市町では、国の法令に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保を定めた高齢者福祉計画を策定しています。

【**具体的な調整内容**】

合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため、両市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から新市で策定します。

小学校の運動会の中での行事として高齢者との交流を行っていただきますので、新市の事業としては廃止するという結論になりました。

館林市と板倉町の紹介

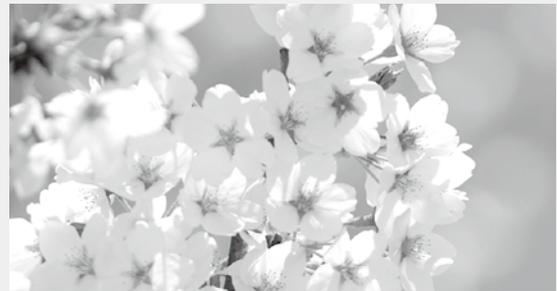
第4弾「市の花・町の花」

館林市 TATEBAYASHI



館林市の花は「ヤマツツジ」です。
ヤマツツジは、つつじが岡公園のつつじの中でも巨樹老木を誇り、また、古来より自生が多く、市内でもよく見かけることから、選定審査委員会が選定し、市制施行20周年を記念して、昭和49年4月1日に制定されました。

ITAKURA 板倉町



板倉町の花は「サクラ」です。
町制施行30周年を記念して、企画委員会及び制定班が選定した6種（サクラ、キク、レンゲ、ウメ、ヒマワリ、タンポポ）の候補の中から、町民の投票により選ばれ、昭和60年9月11日に制定されました。

表紙の写真

夏の城沼花ハスマつり（館林市）

平成29年7月10日から8月15日まで、城沼で「夏の城沼花ハスマつり」を開催します。

城沼では、自生のハスがピンクの花を開き、まつり期間中は船に乗って間近でハスを見られる“花ハスクルーズ”が運航されます。

板倉まつり（板倉町）

平成29年8月5日、板倉東洋大前駅西口南側広場を会場に「第33回板倉まつり」が開催されます。

豪華景品が当たる大抽選会やキャラクターショー、のど自慢コンテスト、そしてフィナーレを飾る打ち上げ花火など、見どころ満載です。



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。
協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。
また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。



<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

